

令和 7 年度

# 仕 様 書

事 業 名 : 【河川】緊急自然災害防止対策事業

工 事 場 所 : 竹原市東野町

工 事 名 : 東野地区浸水対策事業 普通河川在屋川河川改修工事 (2 工区)

工 事 概 要 : 工事延長 L=114m  
コンクリートブロック積 A=130m<sup>2</sup>  
小口止工 N=5 箇所

【添付書類】  
特記仕様書  
工事数量総括表  
図面 等

# 特記仕様書（個別事項）

## 第1章 総則

### 第1節

#### 適用

- 1 本特記仕様書は、東野地区浸水対策事業 普通河川在屋川河川改修工事（2工区）に適用する。
  - 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
    - ・ **土木工事共通仕様書（令和6年8月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）**
    - ・ **特記仕様書（共通事項）（令和7年6月）広島県**
- ※ 土木工事共通仕様書、特記仕様書（共通事項）は「広島県の調達情報」に掲載している。  
<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>
- ・ その他関連規格類

### 第2節

#### 中間検査

本工事は、中間検査を省略する。

### 第3節

#### 工事現場の現場環境改善費

本工事は、現場環境改善及び地域連携に資する経費に関して、設計上を行っており、実施については土木工事共通仕様書1-1-3-10 工事現場の現場環境改善費等に従うこと。

### 第4節

#### 週休2日適用工事

本工事は、週休2日適用工事（受注者希望型）であり、「竹原市週休2日適用工事等実施要領（令和7年6月1日一部改正）」に従うこと。  
なお、工事着手までに「休日取得計画表」を記載した施工計画書を監督職員に提出するものとし、対象期間を明確にするため、工事着手日と工事完了日を計画表に明記するものとする。  
※竹原市週休2日適用工事等実施要領については、「竹原市の入札・契約」に掲載している。

[https://www.city.takehara.lg.jp/material/files/group/4/syukyu2katekivokouzi\\_zissivorvo.pdf](https://www.city.takehara.lg.jp/material/files/group/4/syukyu2katekivokouzi_zissivorvo.pdf)

※様式「休日取得計画表」は「広島県の調達情報HP>公共工事等の情報\_様式集>建設工事関係\_その他契約関係様式」に掲載している。

### 第5節

#### 法令及び条例等の遵守

- 1 次の内容について、施工計画書の「その他」項目に記載すること。
  - (1) 工事の実施にあたり、発注者から明示された、又は、受注者が行うべき「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」
  - (2) 上記(1)の内容について「不測の事態等が生じた場合の対応方法」
  - (3) 上記(1)、(2)の内容について「現場作業に従事する者に対する周知の方法」
- 2 「施工方法」等の関連する項目に、許可承諾条件等を適切に反映すること。
- 3 「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」等の変更が生じた場合は、施工計画書の内容に重要な変更が生じたものとし、変更施工計画書を提出すること。

### 第6節

#### 建設副産物

本工事における建設副産物については、土木工事共通仕様書1-1-2-11 建設副産物のとおり取り扱うこととする。なお、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」及び「実施書の提出」については、次のとおりとする。

##### 1 再生資源利用計画及び再生資源促進計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画（5の確認結果票を含む）を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。

##### 2 計画の掲示及び公表

受注者は、1の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。  
現場掲示様式については、次のURLを参考に作成すること。  
[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page\\_03060101credas1top.htm](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm)

##### 3 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から5年間保存しなければならない。

##### 4 工事現場の管理体制

受注者は、再生資源利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。

##### 5 建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成

受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。  
※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。

- (1) 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
  - (2) 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項
    - ア 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。
    - イ 当該行為が盛土規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
  - (3) 上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項
- ##### 6 運搬業者への通知
- 受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。
- ##### 7 確認結果票の掲示及び公表
- 受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。
- ##### 8 確認結果票の保管
- 受注者は、確認結果票を建設工事の完成後5年間保存するものとする。

- 9 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求  
受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。
- (1) 建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地
  - (2) 建設発生土を搬出先の受注者の商号、名称又は氏名
  - (3) 建設発生土の搬出元の名称及び所在地
  - (4) 建設発生土の搬出量
  - (5) 建設発生土の搬出が完了した日
- 10 建設発生土の搬入元への受領書の交付  
受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。
- 11 受領書の内容確認  
受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。
- 12 受領書の保管  
受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後5年間保存するものとする。
- 13 建設発生土の最終搬出先までの確認  
受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の(1)から(4)のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する9(1)～(5)に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後5年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。
- (1) 国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合
  - (2) 受注者の管理下にある他の工事現場で利用するために一時堆積する場合
  - (3) ストックヤード運営事業者登録規定により国に登録されたストックヤード
  - (4) 9の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入地（再搬出ししないもの）

## 第2章 施工条件

### 第1節 工程

- 1 関連する別途工事

工事名	普通河川在屋川河川改修関連工事
影響箇所	全工事区域
他工事の内容	堤外護岸（右岸）改修、橋梁架替
時期	第2四半期以降
- 2 地下埋設物・埋蔵文化財の事前調査

調査項目	地下埋設物または添架物（水道管）No.1付近
調査時期	工事施工前に施設管理者の立ち会いのもと、施工方法等について協議を行うこと。

### 第2節 安全対策

- 1 交通安全施設

内容	現場出入口に立入防止措置を講じ、工事関係者以外の進入を防止すること。
期間	工事期間中

### 第3節 工事用道路

- 1 一般道路

搬入経路	国道432号線→市道在屋9号線を想定している。
使用期間	工事期間中
工事中・後の処置	随時、清掃を行い、土砂等の持出しを抑制すること。 工事後においては、舗装欠損部等がある場合は補修を行い、監督員へ報告すること。

### 第4節 建設副産物

- 1 建設発生土（搬出）（建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地）（指定処分（A））  
当該工事により発生する建設発生土は、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地に搬出するものとする。  
また、積算上の搬出先として、建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地のうち、運搬費と受入費の合計が最も経済的になる次の施設を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分にかかる費用（単価）は変更しない。  
搬出場所 株式会社中国工業開発新庄残土処分場（竹原市新庄町字松ノ木39-1）  
なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地への搬出が困難となった場合は、発注者と受注者が協議の上、設計変更の対象とする。
- 2 関係機関・自治体との近接協議  
条件 堤内地における、耕作関係者と工事工程を調整し、円滑な事業進捗を図ること。

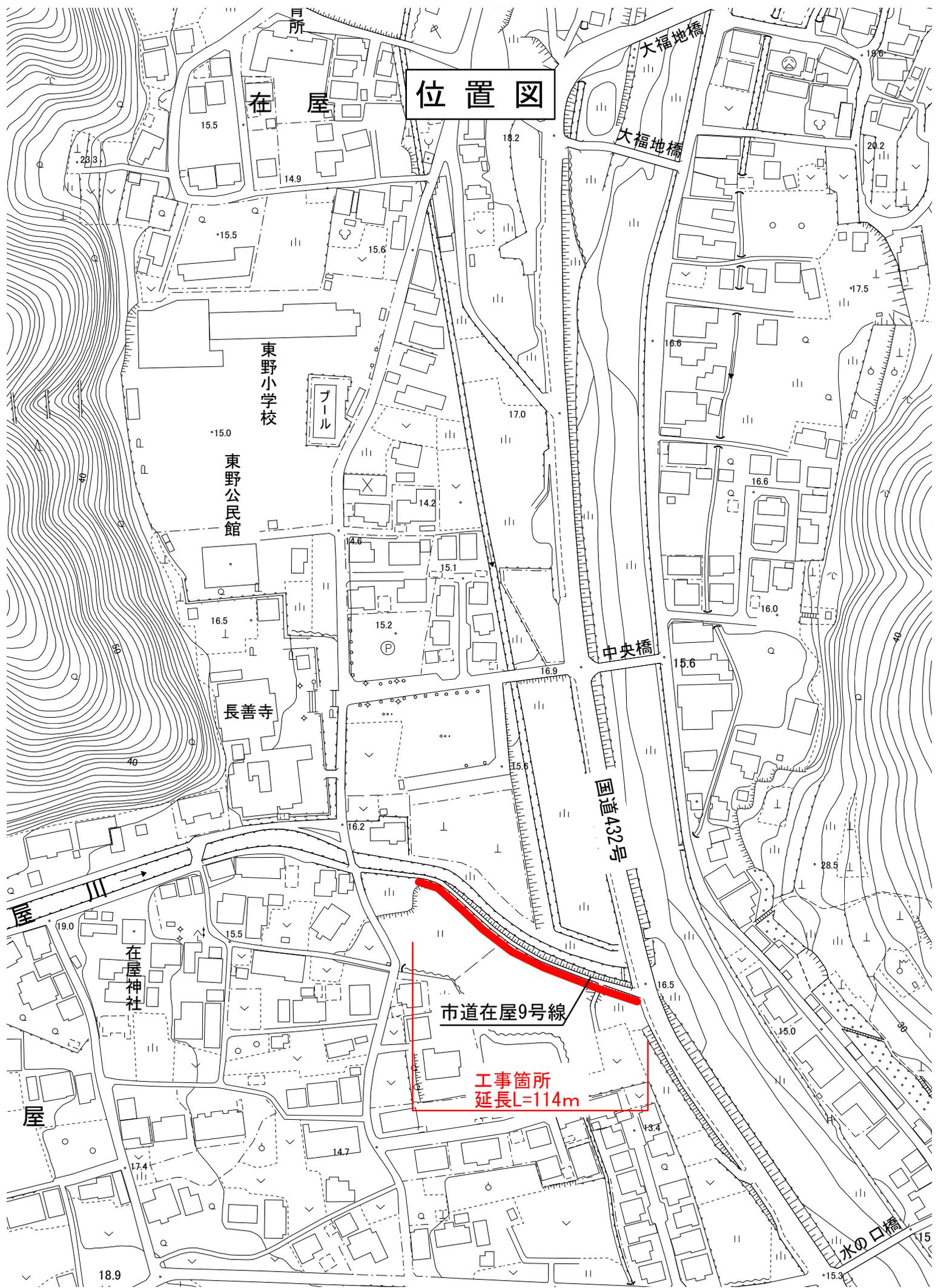
## 第3章 その他

工事現場における責任の自覚並びに、現場作業員及び一般住民から見た責任者の明確化のため、現場代理人は『現場代理人』と記載された腕章を見えやすい箇所に着用すること。

その他、本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項又は、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。

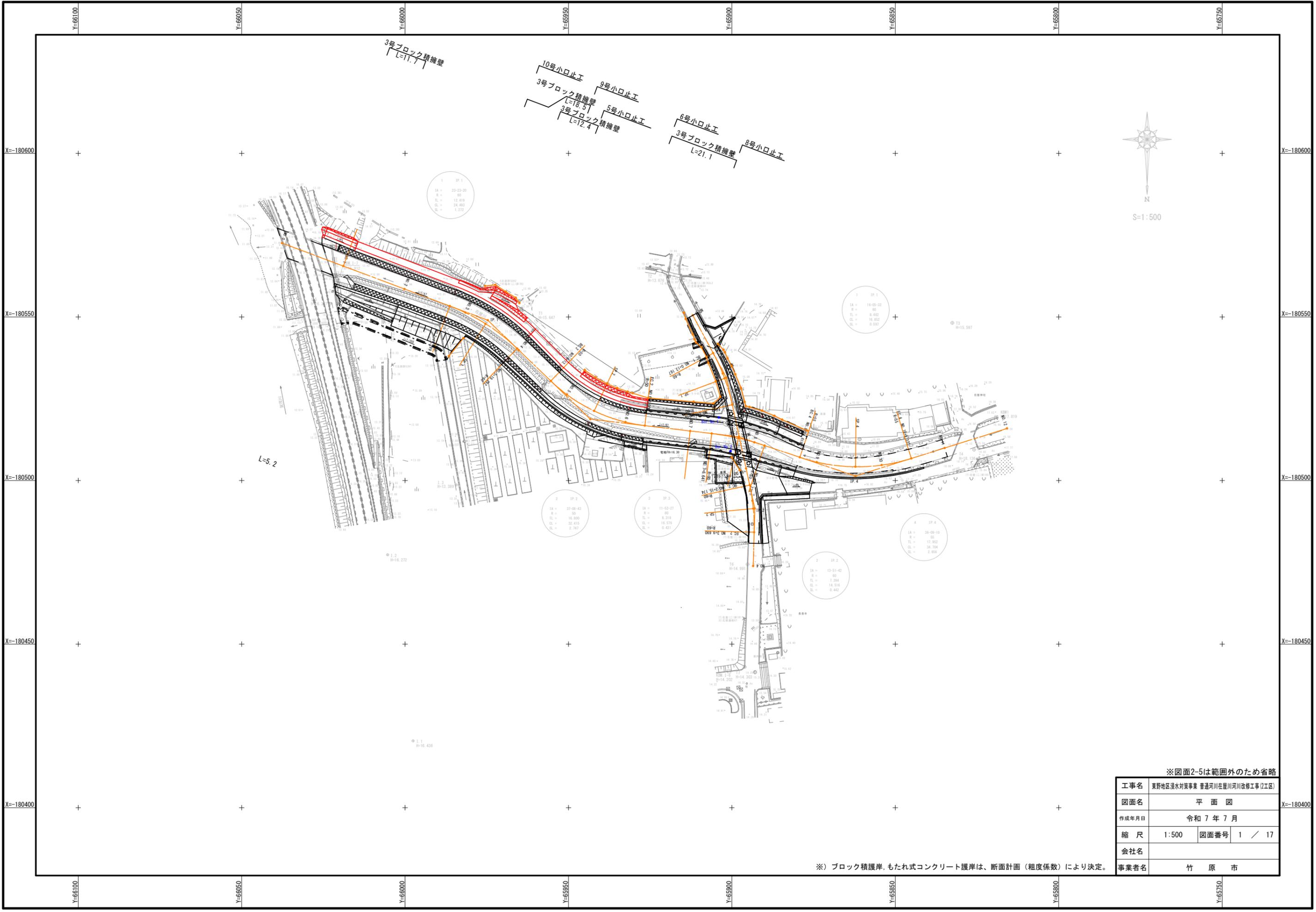


# 位置図



市道在屋9号線

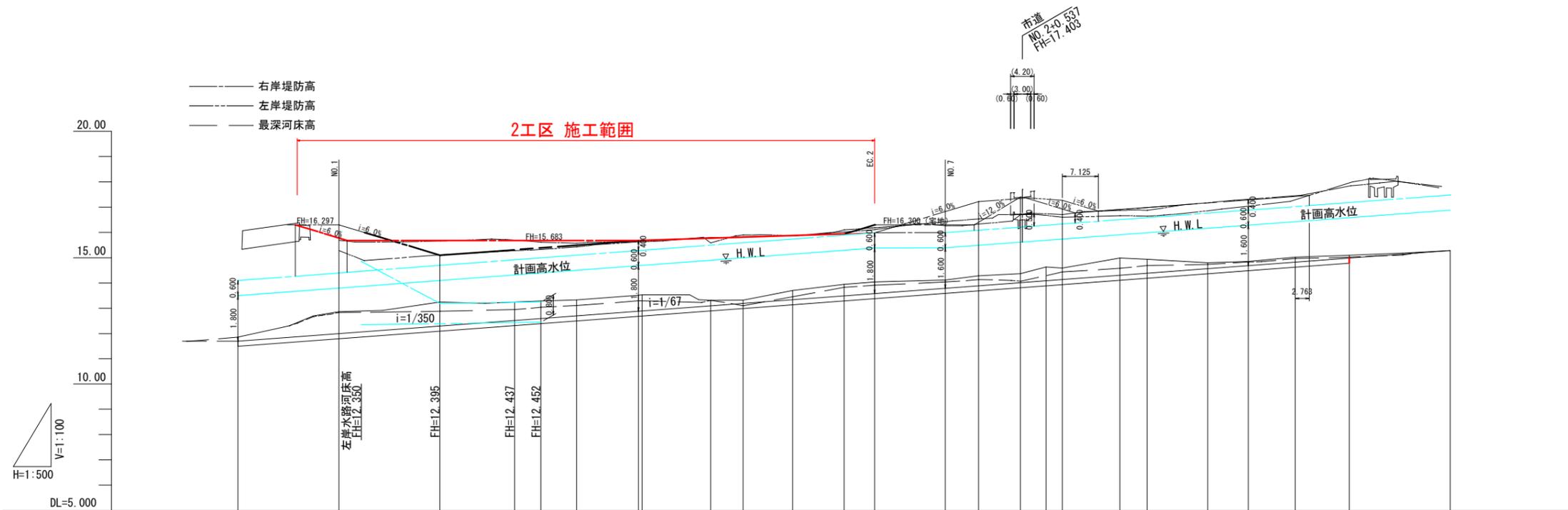
工事箇所  
延長L=114m



※図面2-5は範囲外のため省略

工事名	東野地区浸水対策事業 普通河川在屋川河川改修工事(工区)		
図面名	平面図		
作成年月日	令和7年7月		
縮尺	1:500	図面番号	1 / 17
会社名			
事業者名	竹原市		

※) ブロック積護岸, もたれ式コンクリート護岸は, 断面計画 (粗度係数) により決定。



河床勾配	11.700 $\begin{matrix} i=1/67 \\ L=240.000 \end{matrix}$ 15.282																								
右岸堤防高		16.297	15.781	15.683	15.683	15.683	15.683	15.683	15.683	15.683	15.774	15.815	15.878	15.942	15.981	16.820	17.219	17.342	17.358	17.118	16.925	16.774	16.906		
左岸堤防高		16.297	15.097	15.318	15.396	15.501	15.683	15.683	15.774	15.815	15.878	15.942	16.300	16.300	16.405	17.400	17.118	17.270	16.842	16.906	16.987	17.165	17.285	17.424	17.465
計画河床高	11.700	11.999	12.297	12.518	12.596	12.701	12.883	12.894	13.097	13.193	13.339	13.491	13.581	13.790	13.889	14.012	14.088	14.136	14.306	14.387	14.565	14.685	14.824	14.984	15.282
現況河床高	11.86	12.87	13.25	13.25	13.29	13.33	13.52	13.53	13.31	13.32	13.70	13.95	14.04	14.12	14.29	14.37	14.63	14.59	14.99	14.94	14.80	14.85	15.02	15.10	15.28
追加距離	0.000	20.000	40.000	54.799	60.000	67.046	79.292	80.000	93.593	100.000	109.801	120.000	126.008	140.000	146.641	154.931	160.000	163.220	174.618	180.000	191.970	200.000	209.322	220.000	240.000
単距離	0.000	20.000	20.000	14.799	5.201	7.046	12.246	0.708	13.593	6.407	9.801	10.199	6.008	13.992	6.641	8.290	5.069	3.220	11.398	5.382	11.970	8.030	9.322	10.678	20.000
測点	NO.0	NO.1	NO.2	BC.1	NO.3	SP.1	EC.1	NO.4	BC.2	NO.5	SP.2	NO.6	EC.2	NO.7	BC.3	SP.3	NO.8	EC.3	BC.4	NO.9	SP.4	NO.10	EC.4	NO.11	NO.12
平面線形曲率図	IP.1 CL= 24.493 IA= 23-23-20.17 TL= 12.419 R= 60.000 SL= 1.272												IP.2 CL= 32.415 IA= 37-08-43.03 TL= 16.800 R= 50.000 SL= 2.747				IP.3 CL= 16.579 IA= 11-52-26.55 TL= 8.319 R= 80.000 SL= 0.431				IP.4 CL= 34.704 IA= 36-09-09.55 TL= 17.952 R= 55.000 SL= 2.856				

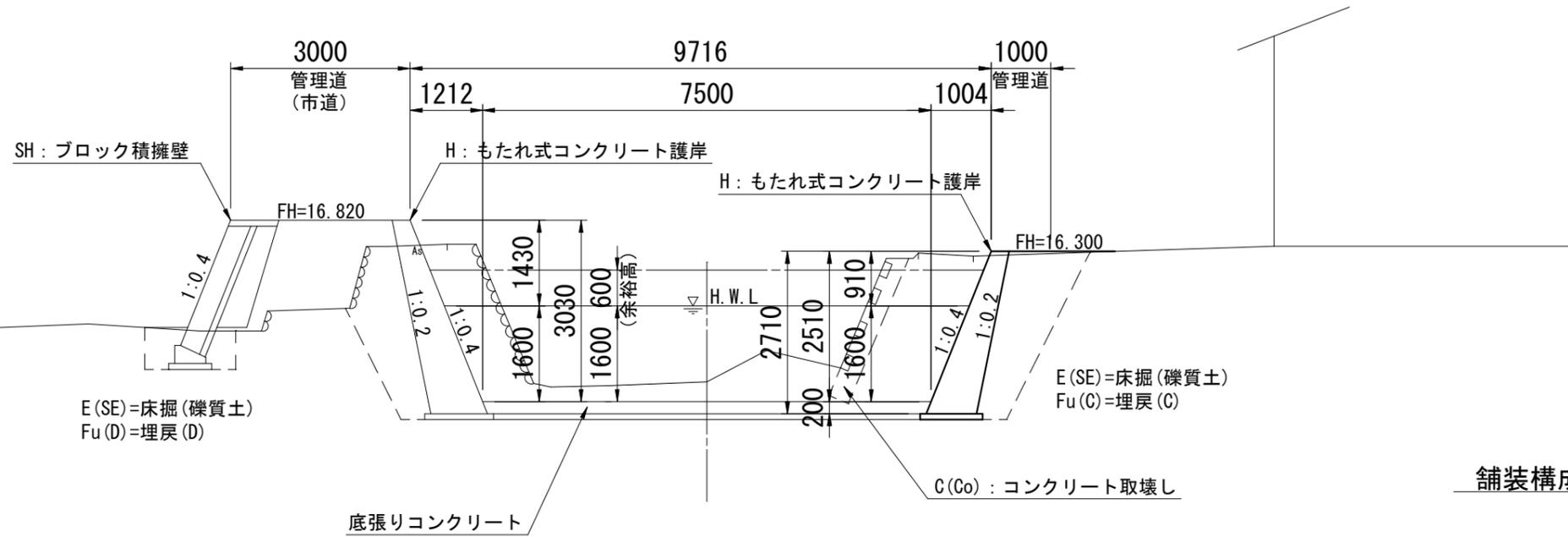
※) 地形は、三次元点群測量から作成したものである。

工事名	東野地区浸水対策事業 普通河川在厩川河川改修工事(1工区)		
図面名	河川縦断面図		
作成年月日	令和7年7月		
縮尺	H=1:500 V=1:100	図面番号	6 / 17
会社名			
事業者名	竹原市		

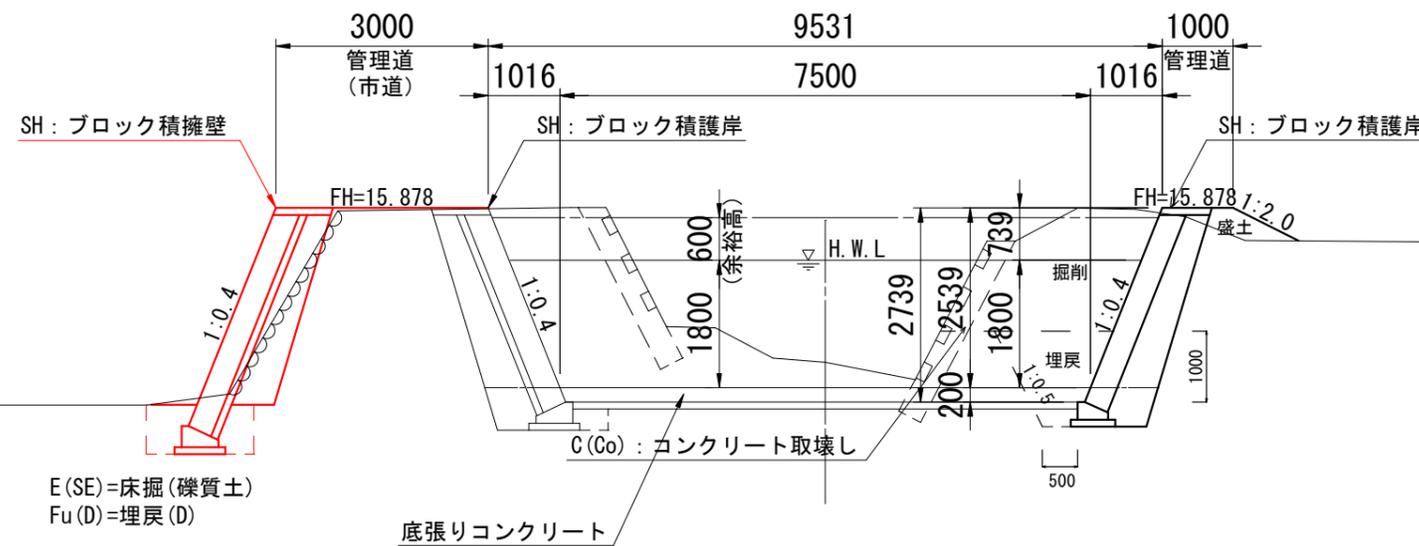
# 標準横断図

S=1:50

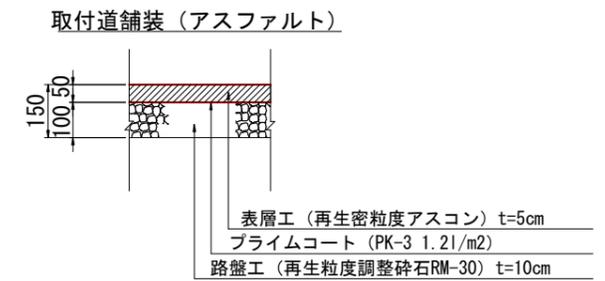
## コンクリート側壁護岸部 NO.7 付近



## ブロック積擁壁護岸部 SP.2 付近



## 舗装構成図 S=1:10

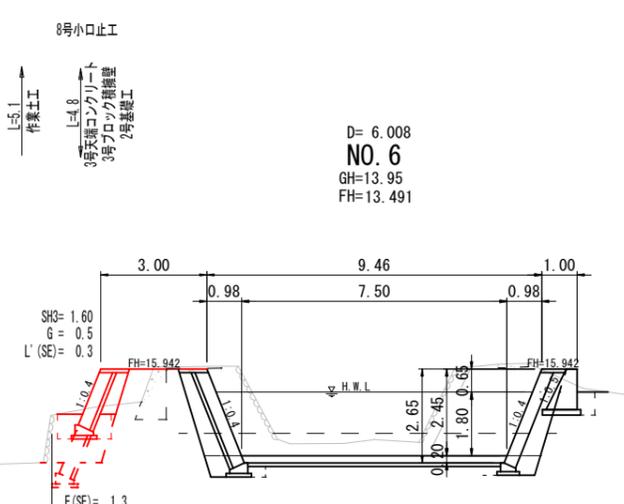
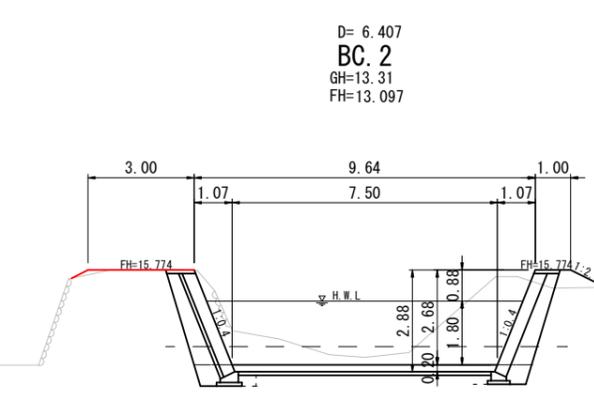
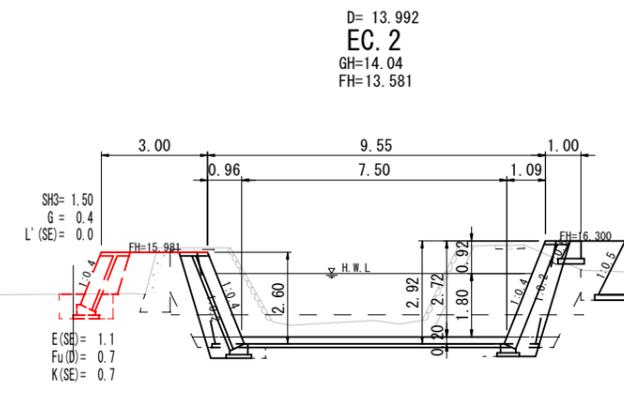
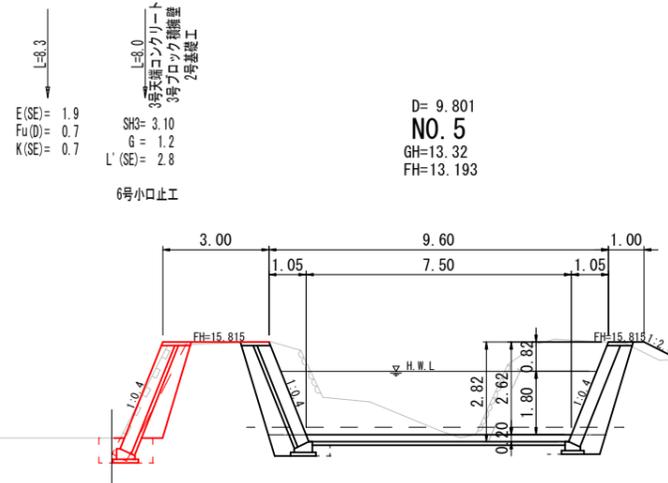
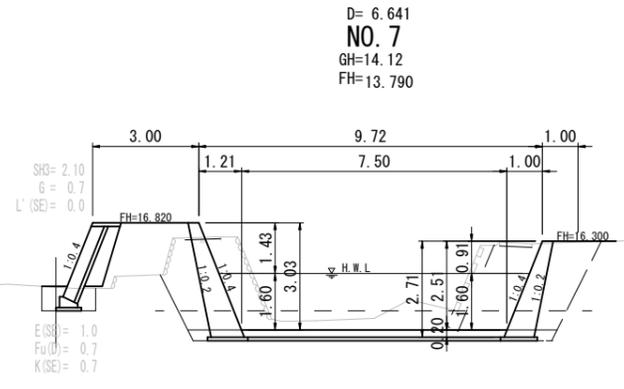
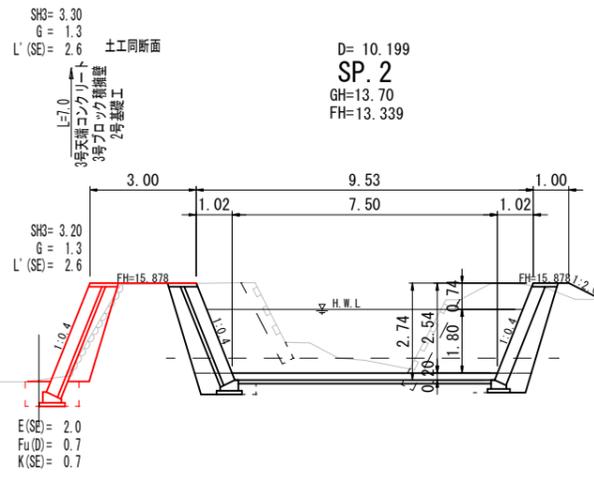


記号	種別
C(SE)	掘削 小規模 (礫質土)
C(As)	アスファルト舗装取壊し (延長)
C(Co)	コンクリート取壊し (体積)
B1	堤体盛土
盛土施工幅区分	
a	W<2.5m
b	2.5≤W<4.0m
c	W≥4.0m
L'(SE)	法面整形 (礫質土)
L'	法面整形 (盛土)
E(SE)	床掘 (礫質土)
Fu	埋戻 (小規模)
H	コンクリート擁壁
SH	ブロック積擁壁
G	裏込め砕石
L1	法面保護

※) ブロック積護岸、もたれ式コンクリート護岸は、断面計画 (粗度係数) により決定。

工事名	東野地区浸水対策事業 普通河川在里川河川改修工事(2工区)		
図面名	河川標準横断図		
作成年月日	令和7年7月		
縮尺	図示	図面番号	7 / 17
会社名			
事業者名	竹原市		





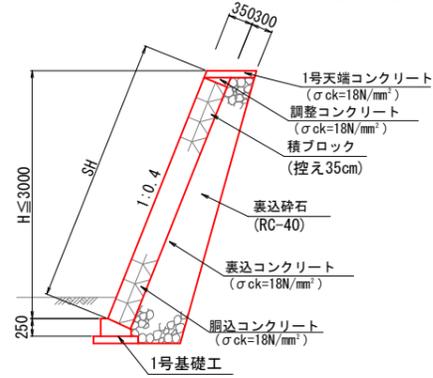
※図面10-13は対象範囲外のため省略

工事名	東野地区浸水対策事業 普通河川在屋川河川改修工事(2工区)		
図面名	河川横断面図 (2/4)		
作成年月日	令和 7 年 7 月		
縮尺	1:100	図面番号	9 / 17
会社名			
事業者名	竹原市		

※) 地形は、三次元点群測量から作成したものである。  
 ※) ブロック積護岸、もたれ式コンクリート護岸は、断面計画(粗度係数)により決定。

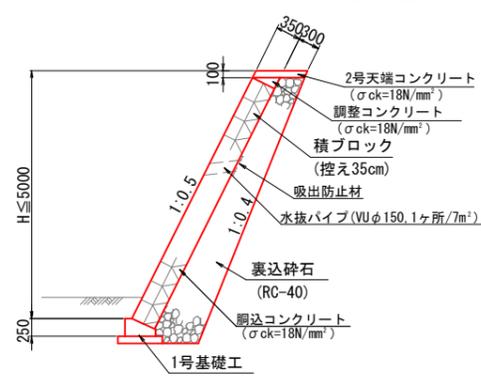
### 1号ブロック積擁壁

S=1:50



### 2号ブロック積擁壁

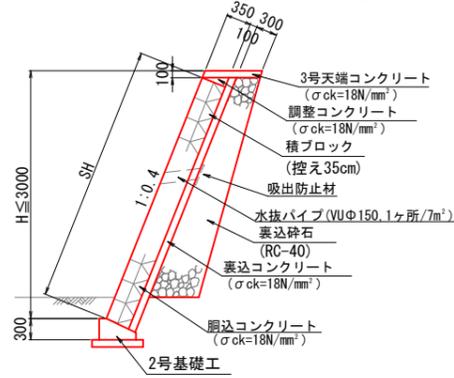
S=1:50



※) 河川護岸の場合、水抜きパイプは設置しない。

### 3号ブロック積擁壁

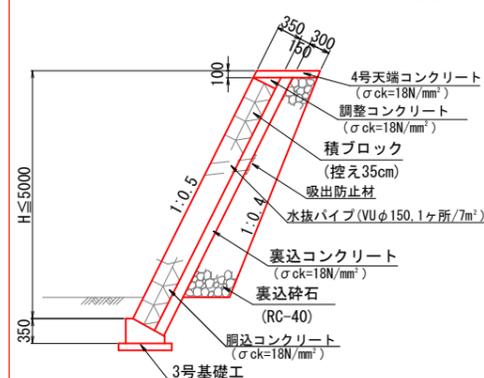
S=1:50



※) 河川護岸の場合、水抜きパイプは設置しない。

### 4号ブロック積擁壁

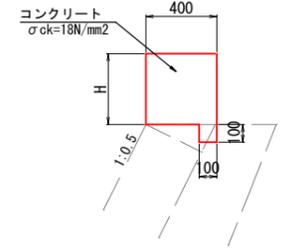
S=1:50



※) 河川護岸の場合、水抜きパイプは設置しない。

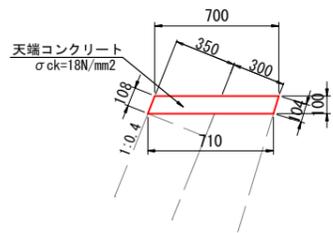
### 嵩上コンクリート

S=1:20



### 1号天端コンクリート

S=1:20

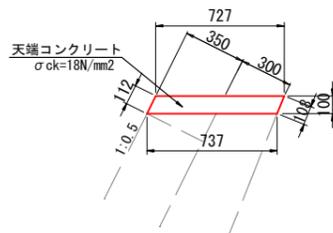


数量表 10m当り

種別	規格	単位	数量
コンクリート	σ ck=18N/mm <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>	0.705
型枠	小型構造物	m <sup>2</sup>	2.120

### 2号天端コンクリート

S=1:20

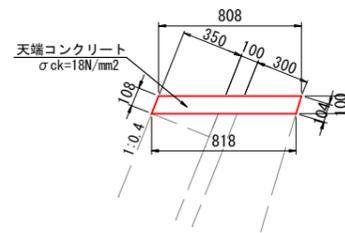


数量表 10m当り

種別	規格	単位	数量
コンクリート	σ ck=18N/mm <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>	0.732
型枠	小型構造物	m <sup>2</sup>	2.200

### 3号天端コンクリート

S=1:20

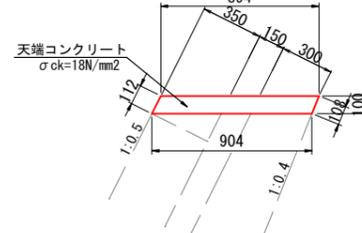


数量表 10m当り

種別	規格	単位	数量
コンクリート	σ ck=18N/mm <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>	0.813
型枠	小型構造物	m <sup>2</sup>	2.120

### 4号天端コンクリート

S=1:20

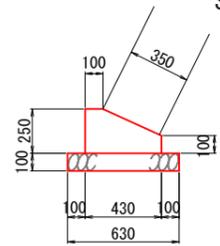


数量表 10m当り

種別	規格	単位	数量
コンクリート	σ ck=18N/mm <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>	0.899
型枠	小型構造物	m <sup>2</sup>	2.200

### 1号基礎工

S=1:20

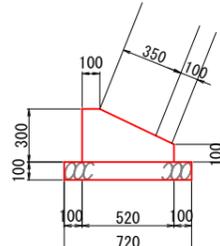


数量表 10m当り

名称	規格	単位	数量
コンクリート	σ ck=18N/mm <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>	0.830
型枠		m <sup>2</sup>	3.500
基礎砕石	RC-40	m <sup>3</sup>	6.300

### 2号基礎工

S=1:20

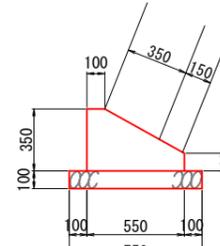


数量表 10m当り

名称	規格	単位	数量
コンクリート	σ ck=18N/mm <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>	1.140
型枠		m <sup>2</sup>	4.000
基礎砕石	RC-40	m <sup>3</sup>	7.200

### 3号基礎工

S=1:20

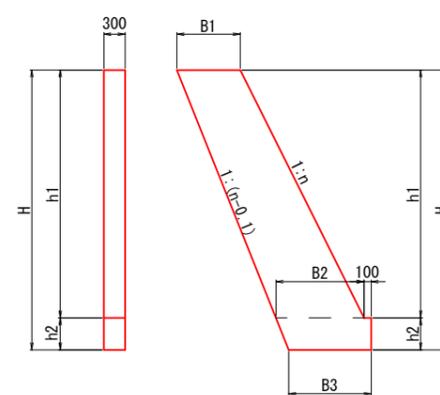


数量表 10m当り

名称	規格	単位	数量
コンクリート	σ ck=18N/mm <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>	1.360
型枠		m <sup>2</sup>	4.500
基礎砕石	RC-40	m <sup>3</sup>	7.500

### 小口止工

S=1:50



数量表 1ヶ所当り

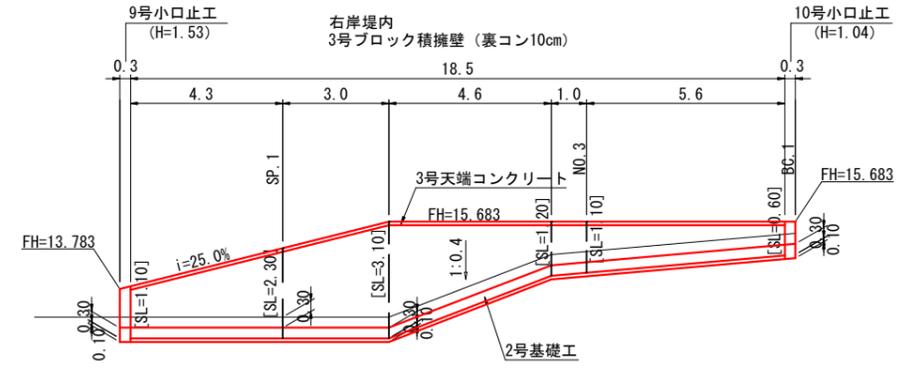
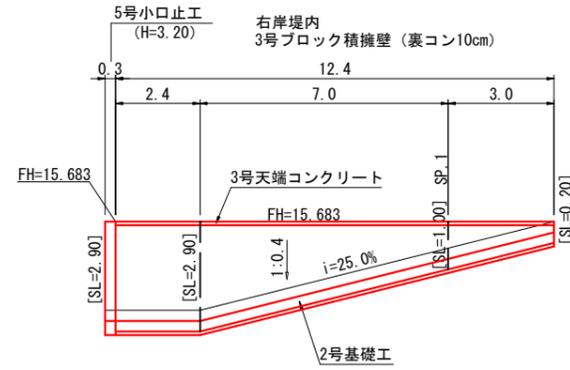
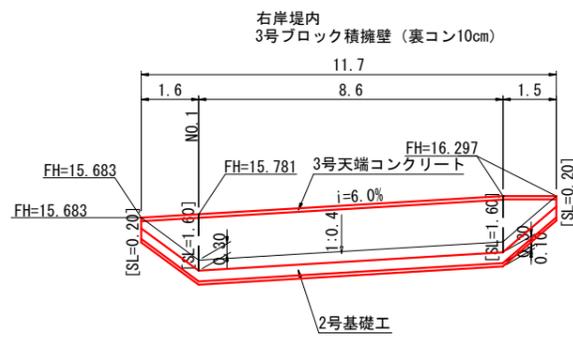
名称	n	H(m)	h1(m)	h2(m)	B1(m)	B2(m)	B3(m)	コンクリート(m <sup>3</sup> )	一般型枠(m <sup>2</sup> )	化粧型枠(m <sup>2</sup> )
1号小口止工	0.5	4.660	4.210	0.450	0.894	1.315	1.235	1.574	10.627	1.414
2号小口止工	0.4	3.000	2.600	0.400	0.808	1.068	1.048	0.865	5.884	0.840
3号小口止工	0.5	4.720	4.370	0.350	0.727	1.164	1.124	1.365	9.204	1.466
4号小口止工	0.4	3.250	2.900	0.350	0.700	0.990	0.985	0.844	5.732	0.937
5号小口止工	0.4	3.200	2.800	0.400	0.808	1.098	1.068	0.932	7.236	-
6号小口止工	0.4	3.420	3.020	0.400	0.808	1.110	1.150	1.014	7.856	-
7号小口止工	0.5	2.940	2.590	0.350	0.839	1.098	1.058	0.871	6.780	-
8号小口止工	0.4	1.880	1.480	0.400	0.808	0.956	0.936	0.511	4.006	-
9号小口止工	0.4	1.530	1.130	0.400	0.808	0.921	0.961	0.416	3.255	-
10号小口止工	0.4	1.040	0.640	0.400	0.808	0.872	0.912	0.278	2.179	-

※図面15は対象範囲外のため省略

工事名	東野地区浸水対策事業 普通河川在里川河川改修工事(2工区)		
図面名	構造図(3/3)		
作成年月日	令和7年7月		
縮尺	図示	図面番号	14 / 17
会社名			
事業者名	竹原市		

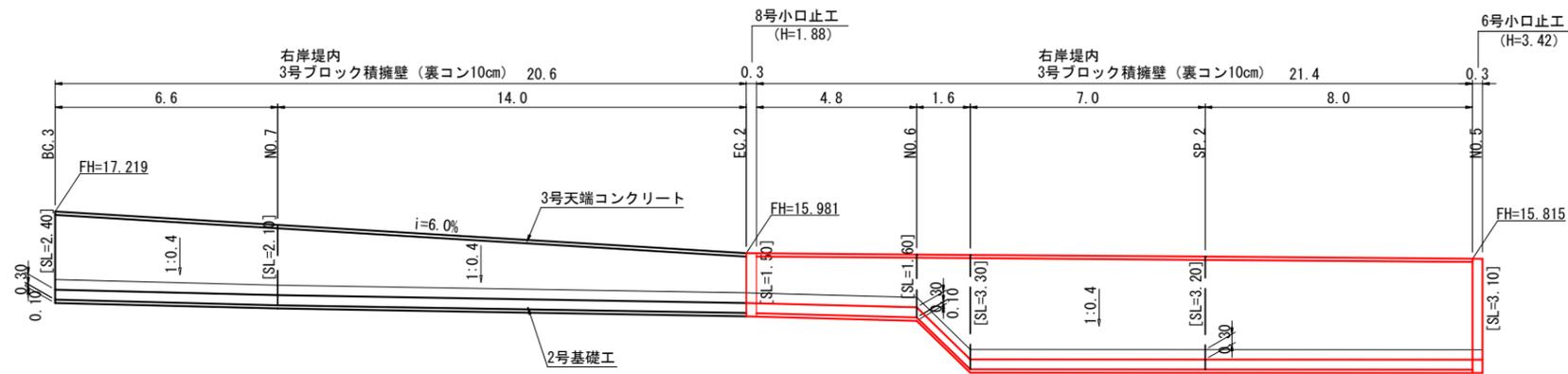
# コンクリート擁壁・ブロック積擁壁展開図

S=1:100



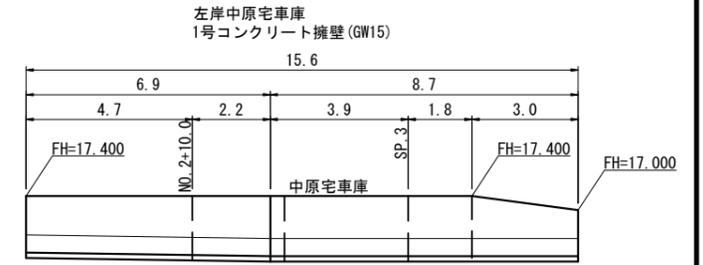
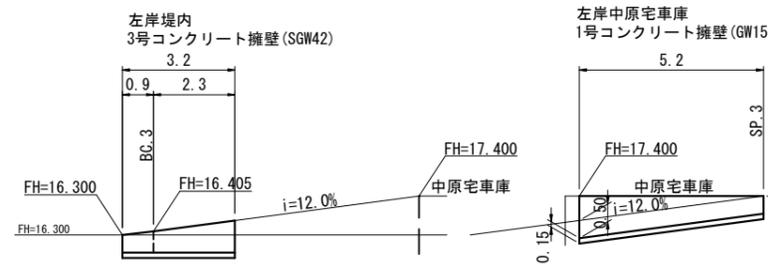
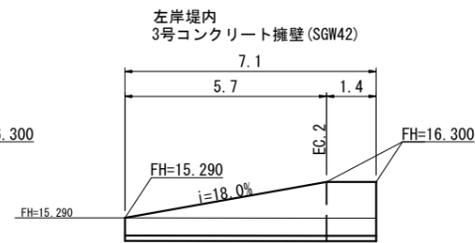
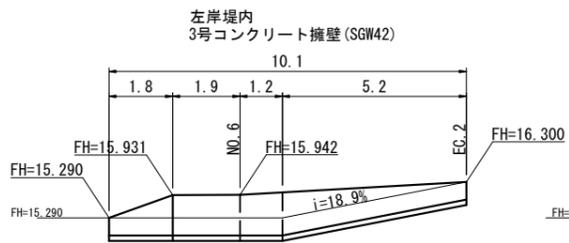
DL= 10.00

DL= 10.00



DL= 10.00

DL= 10.00



DL= 10.00

DL= 10.00

※図面17は対象範囲外のため省略

工事名	東野地区浸水対策事業 普通河川在里川河川改修工事(2工区)		
図面名	擁壁展開図 (2/3)		
作成年月日	令和 7 年 7 月		
縮尺	1:100	図面番号	16 / 17
会社名			
事業者名	竹 原 市		